

平成18年 法人土地基本調査・法人建物調査 予備調査 調査票の記入について

国土交通省

土地基本調査（法人土地基本調査・法人建物調査）は、我が国の法人の土地の所有・利用状況について、総合的に調査するもので、5年毎（平成5年、10年、15年）に実施されています。

この調査によってつくられる統計は、土地に関する様々な計画や施策の推進のための基礎資料として利用されています。

次回調査は、平成20年に予定しており、今回は予備調査として、20年の調査を円滑に実施するためのさまざまな基礎資料を得るために実施するものです。

調査票に記入された内容は、統計法第14条によって秘密が保護されます。従って、統計目的以外に使用されることは決してありませんので、ありのままを記入してください。

■法人ごとに記入してください。

- 調査の対象となるのは、一定の統計的な方法により無作為に抽出された法人です。会社以外の法人も対象になります。
- 調査は法人単位ですので、本社・本店の他に、支店、工場、店舗、営業所などがあるときは、その分も含めた法人全体について記入してください。

■土地・建物をお持ちでない場合も、ご記入して頂く欄があります。

- 所有する土地や建物の有無にかかわらず記入して頂く欄がありますので、土地や建物を所有していない法人も調査に回答してください。

■調査対象外の場合もあります。その場合にはその旨を明記してご返送願います。

- 下記に該当する場合には、本調査の対象とはなりません。
- その場合、届いた調査票の右上に「対象外」と明記し、併せてその事由を記載の上、同封した返信用封筒にて返送願います。

法人格を持たない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・事由：法人格なし

調査日前日（平成17年12月31日）以前に、
清算手続きを完了した場合・・・・・・・・・・事由：清算完了

調査日前日（平成17年12月31日）以前に、
合併して法人がなくなった場合・・・・・・事由：合併

1法人に対し、複数の調査票が届いた場合
（該当しない調査票を返送）・・・・・・事由：重複

■以下の点にご留意下さい。

- この調査は平成18年1月1日現在の状況をご記入ください。
- 調査票に記入する数字は、算用数字を使って、小数点以下の数値は四捨五入し、整数で記入します。記入すべき事項がない欄は何も記入しないでください。
- 平成18年11月30日までに着くように投函してください。
- ご提出の際には、封筒等にも必ず連絡先をご記入ください（同封の返信用封筒でご提出頂く場合は、裏面に連絡先記入欄があります）。

■ **法人土地基本調査予備調査は2種類、法人建物調査予備調査は1種類の調査票があります。**

- 本調査の調査票は、法人土地基本調査予備調査では2種類（調査票A、調査票B）、法人建物調査予備調査では1種類があります。
- 法人土地基本調査予備調査の調査票Aは、調査対象であるすべての法人に共通の調査票です。
- 法人土地基本調査予備調査の調査票Bは、電気業、ガス業、国内電気通信業・国際電気通信業、放送業、鉄道業を営む法人、及び道路用地を多く所有していると推測される法人にのみ封入してあります。大部分の法人は調査票Aのみの記入となります。
- 上記に該当しないにもかかわらず調査票Bが送付された場合には、調査票Bの右上に「対象外」と明記の上、返送してください。
- 調査票Bを提出頂く際には、調査票Aにも「貴法人について」、「土地の所有状況について」及び調査票Bに該当しない土地についてご回答漏れがないことを確認してください。なお、調査票Bに記入する土地は、調査票Aに記入しないでください。
- 法人建物調査予備調査の調査票は、調査対象であるすべての法人に共通の調査票です。

■ **ご記入の負担を軽減するため、あらかじめプリントしてある項目もあります(20,21頁をご参照下さい)。**

- ご記入の負担を少しでも軽減するため、あらかじめプリントしてある項目があります。
- 調査票の発送時に、法人名称や所在地、業種をあらかじめプリントしてありますが、誤り・変更がある場合は訂正してください。
- また、平成15年に実施した「法人土地基本調査」及び「法人建物調査」で調査対象となっていた法人については、その回答をあらかじめプリントしてある場合もあります。この場合も、現状と照らし合わせ、誤り・変更がある場合、必ず訂正してください。

■ **「電子調査票」による提出もご利用頂けます。**

1. 送付した調査票(紙の調査票)による提出

- 送付した調査票に記入の上、同封した返信用封筒に入れて投函してください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はボールペンで記入するものとします。誤記入の場合には、誤った箇所を消しゴムで消すか、二重線で訂正し、正しい回答を記入してください。

2. 電子調査票による提出

- 今回調査から、電子調査票による提出も可能となります。
- これは、Adobe® Reader® (7.0.7以降)で書き込み可能な、暗号化された調査票ファイル(電子調査票)を利用するものです。
- 電子調査票の利用に際しては、上記Adobe® Reader® (7.0.7以降)が稼動するパソコン環境のほか、調査票の提出等を電子メールで行うための環境が必要となります。
- 電子調査票を利用するには、まず、電子調査票のダウンロードが必要です。ダウンロードに際しては、**紙の調査票をお手許に置いた上で**、国土交通省の土地基本調査ホームページ(<http://tochi2.mlit.go.jp/kihon/tochi18/denshi>)にアクセスしてください。
- ホームページ上で、電子調査票の請求を行って頂いた上で、翌日以降、同ホームページからダウンロードして頂く作業が必要となります。あらかじめご承知置きください。
- 電子調査票は、電子メールでご提出して頂きます(情報の漏洩対策のため、暗号化されています)。
- 電子調査票を利用した場合には、電子メールでの提出後、送付した紙の調査票(法人土地基本調査予備調査、法人建物調査予備調査)の右上部に「電子調査票提出」と朱書きで記入し、その他の欄は空欄のまま、同封した返信用封筒に入れて投函してください。

■特例として、調査票以外の形態での提出も認めています。

- 非常に多くの件数の土地・建物を所有し、調査票の記入負担が膨大になるとと思われる法人につきましては、必要な調査事項が全て記録されたFD、MO、CD-R等の電磁的記録媒体、もしくはそのプリントアウトによって回答を提出頂いてもかまいません。
- その際、例えば、法人土地基本調査予備調査では土地の記入単位（「宅地など」では「一区画ごと」、「他者への販売を目的として所有する土地」（棚卸資産）、「農地・林地」では「市区町村ごと」）が一致しているなどの調査事項の網羅性ととも、データのレイアウトもあらかじめ指定した仕様に従っていることが条件となります。
- データレイアウト等の仕様については、国土交通省の土地基本調査ホームページ（<http://tochi2.mlit.go.jp/kihon/tochi18/tokurei>）からダウンロードすることも可能です。
- なお、提出されたデータの中に、調査事項以外のものが含まれていても、差し支えありません。また、この場合、調査事項以外の項目を集計などに使用することは一切ありません。
- 提出に際し、電磁的記録媒体の内容（電子ファイル）をメールで送付することは、情報の秘密保持の点からお受けできません。必ず、FD、MO、CD-R等のメディア、又はコンピュータにより打ち出した書面を郵送で提出してください。
- その際、（紙の）調査票Aの連絡先欄、欄、欄については、通常通り記入した上で、調査票1ページの右上に「FD提出」「MO提出」「CD-R提出」等の旨を朱書きで明記し、上記媒体と併せて提出してください。
- ご提出頂いたFD等の返却は行いません。また、提出後の管理は調査票に準ずるものとし、廃棄も同様と致します。

■調査票が不足した場合は請求してください。

- お送りした調査票に書き切れない場合又は調査票を汚してしまった場合は、追加の調査票をお送りしますので、必要部数を確認の上、下記の問い合わせ先まで追加の調査票を請求してください。その際、法人土地基本調査 予備調査 調査票A第1面の「1 法人の名称」欄にあらかじめプリントされている法人番号（最初の7ケタの数字）をお知らせください。
- また、追加の調査票が実際の使用よりも余った場合又は汚れた場合には、不用になった調査票の右上に「不用（残部等）」と明記の上、返送してください。

「法人土地基本調査 予備調査 調査票A」第1面
貴法人について

1 法人の名称 名称が異なっている場合は訂正してください	(フリガナ) 1234567- 12345678901-B0-131-123456#
---------------------------------	---

↓
法人番号

問い合わせ先

都県名	課名まで
住所	〒
電話	

■記入の流れ

[すべての法人]

法人土地基本調査 予備調査 調査票A 第1面
「連絡先」、「貴法人について」、「土地の所有状況について」の8を記入
(6～7頁を参照して記入してください)

【法人土地基本調査 予備調査 調査票Bが同封されている法人】
法人土地基本調査 予備調査 調査票B 第1面「法人の名称」を記入
(12～13頁を参照して記入してください)

法人建物調査 予備調査 調査票 第1面
「連絡先」、「貴法人について」を記入
(14～15頁を参照して記入してください)

土地を所有している

土地を所有していない

建物を所有
していない

建物を所有
している

建物を所有
している

建物を所有
していない

調査はこれで終わりです。

法人土地基本調査 予備調査 調査票A
第1面「土地の所有状況について」の9
第2～3面「貴法人が所有する土地について」
の-(1)～-(3)を記入
(7～11頁を参照して記入してください)

【調査票Bが同封されている法人】
法人土地基本調査 予備調査 調査票B
第1面以降を記入
(12～13頁を参照して記入してください)

法人建物調査 予備調査 調査票
第1～3面「所有している建物について」
の-(1)～-(3)を記入
(14～19頁を参照して記入してください)

6～19頁に調査票の記入例がありますので、よく読んで記入してください。
(前回の回答が予め記入されている方は20,21頁もご覧下さい。)

また、22～25頁に土地・建物の所有面積の記入例、
26～29頁に業種分類表、
30～33頁に土地・建物の利用現況分類表がありますので、
併せてご利用下さい。

法人土地基本調査 予備調査 調査票Aの記入例

第1面

- 調査票の記入に当たっては、調査票の各項目の説明と、この記入例をよく読んでください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はボールペンで記入してください。
- 誤って記入した場合には、誤った箇所を消しゴムで消すか、二重線で訂正し、正しい回答を記入してください。
- 回答の記入の負担を軽減するため、平成15年に行った「法人土地基本調査」及び「法人建物調査」の貴法人からの回答をあらかじめプリントしてある場合がありますが、誤り、変更があった場合には、訂正してください。

「連絡先」

- 後日、調査票の記入内容などについて、貴法人に問い合わせる必要が生じたときに利用するためのものです。

「1 法人の名称」

- 記入負担を少しでも軽減するため、あらかじめプリントされています。
- 名称（フリガナを含む）が異なっている場合は、訂正してください。
- 他の調査票の「法人の名称」と同一としてください。

「2 法人の本所・本社・本店の所在地」

- 記入負担を少しでも軽減するため、あらかじめプリントされています。
- 所在地が異なっている場合は、訂正してください。
- 商業登記簿上と実際の本社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している場所を記入してください。

「3 組織形態」

- 該当する番号を一つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

「4 資本金、出資金又は基金の額」

- 株式会社と有限会社については資本金の額、合名会社と合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額について、実数を記入してください。
- 会社以外の法人（選択肢番号1〜4以外の法人）の方は、記入する必要はありません。

「5 業種」

- 記入負担を少しでも軽減するため、あらかじめプリントされています。
- 訂正する場合には、支所・支社・支店を含めた法人全体の主な事業の種類を、「業種分類表」により決定するものとします。
- なお、主な事業は過去1年間の経収入額又は販売額の最も多いもので決めます。

「6 常用雇用者数」

- 常用雇用者とは、常時雇用されている者をいい、次のような場合も含まれます。
 - ①貴法人から一般職員と同じ給与規則により給与を受けている役員
 - ②貴法人が基本となる給与を支払っている出向者及び見習い又は試用期間の社員
 - ③期間を定めずに雇用されている者
 - ④1か月以上の期間を定めて雇用されている者
 - ⑤平成17年11月と12月に、それぞれ18日以上、貴法人に雇用され、かつ調査日（平成18年1月1日）も継続して雇用されている者
- 次のような場合は、常用雇用者数には含まれません。
 - ①外国にある支所・支社・支店などの従業員
 - ②人材派遣会社から派遣されている者
 - ③貴法人が基本となる給与を支払っていない出向者

総務省承認 No.000000
承認期限 平成18年3月31日まで
平成18年1月1日現在で記入してください。

国土交通省
平成18年 法人土地基本調査 予備調査 調査票A

ご所属部署 記入者ご氏名 電話(代表) 03-0987-6543 内線12345/12346
経理部経理課 国土 太郎 (直通) - - FAX 03-0987-6542

Ⅰ 貴法人について

1 法人の名称 (フリガナ) ニホンイチデンリョウ 日本一電力(株)
名称が異なっている場合は訂正してください。 123-4567-12345678901-80-131-1234567#

2 法人の本所・本社・本店の所在地 163-8001
所在地が異なっている場合は訂正してください。 千代田区霞が関2-1-2

3 組織形態
法人の組織形態について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。(そのほかの会社以外の法人には、独立行政法人、特殊法人、公社、公団、社団、財団法人、信用金庫、共済組合などが含まれます。)
1 株式会社 2 有限会社 3 合名会社・合資会社 4 相互会社 5 社会福祉法人 6 学校法人 7 医療法人 8 宗教法人 9 各種協同組合 10 その他(の会社以外の法人)
該当する番号を記入 1

4 資本金、出資金又は基金の額 (実数記入)
資本金、出資金又は基金の額を「3 組織形態」選択肢1〜4の法人のみ、回答欄に記入してください。

5 業種
支所・支社・支店を含めた貴法人全体の主な事業の種類について、「調査票の記入について」にある業種分類表により決定し、回答欄に記入してください。

6 常用雇用者数
支所・支社・支店を含めた貴法人全体の常用雇用者数(1か月以上雇用しているパートタイムも含みます)について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。

7 支所・支社・支店の数
支所・支社・支店の数を回答欄に記入してください。支所・支社・支店とは、法人の従業員が常駐しているものをいい、営業所、出張所、工場、研究所や、従業員が常駐しない出張所、家、有名人宅なども含まれます。

Ⅱ 土地の

- 8 所有する土地の有無
平成18年1月1日現在、貴法人が所有している土地の有無を、以下のとおり「1」または「2」で記入してください。(貴法人は含みません。信託されている土地については、その土地の信託受益権を有している法人の所有土地とします。)
- 該当するものにチェック
1 土地を所有していない
2 土地を所有している
- 9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況
貴法人が単独で所有している………1
貴法人が他の法人・個人と共有している………2
貴法人以外が所有している………3

Ⅲ 貴法人が所有する土地について

- 複数種類所有の場合は、所有するすべての土地の種類の設問に記入してください。
- 土地の種類によって記入するページが異なりますので、記入する設問(右記参照)を確認してください。
- 他者への販売を目的として所有している土地以外の土地
所有している土地が宅地など
所有している土地が農地・林地
- 他者への販売を目的として所有する土地(棚卸資産)

第1面

「7 支所・支社・支店の数」

- 次のような場合は、支所・支社・支店の数に含めません。
 - ①外国にある支所・支社・支店など
 - ②百貨店やスーパーマーケットの中にある出店のうち、売り上げをその出店が自ら管理しないもの(テナントでないもの)
 - ③従業員の常駐していない事務所・詰所など
 - ④建設現場や現場仮事務所など

「8 所有する土地の有無」

- 該当する番号を一つ選んで、回答欄にチェックしてください。
- 最近取得した土地で、平成18年1月1日時点で登記がまだ済んでいない場合や、分割払いなどで支払の完了していない場合も、法人所有の土地とします。
- 貴法人名義の土地のみが対象で、借地権や関連会社名義の土地は含みません。信託により所有権を他者に移転していても受益権を移転していない土地は、貴法人所有の土地となります。

「9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況」

- 該当する番号を一つ選んで、回答欄に番号を記入してください。
- 本所・本社・本店の敷地が、法人所有の土地と借地を含めた土地である場合は、「2 貴法人が他の法人・個人と共有している」に当たります。
- 1か2に回答した場合、本所・本社・本店の敷地について、第2面の「Ⅲ-(1) 貴法人が所有する「宅地など」について」にも必ず記入してください。

- 追加点を請求し、複数冊提出する場合1には、「2(合計数)-1(冊目)」と明記してください。
- 対象外(法人格なし)は、対象外(法人格なし)と明記してください。

- 本調査の対象とならない場合には、「対象外」と明記し、併せてその事由を記載してください。(事由:法人格なし、清算完了、合併、重複)
- また、追加請求等の調査票が余った場合や、汚れた場合には、「不用(残部等)」と明記してください。

- 土地を所有していない方は、調査はこれで終わりです。

第2面

1区画かどうかの判定については、以下の例を参考にしてください。

- 所有する土地に建物を見て、その建物を自ら使用している場合には、その全体を1区画の土地とします。
- 共同ビル、分譲マンション等の敷地は、1棟の敷地を「1区画の土地」とします。
- 複数の者に貸し付けている場合は、同一人に貸し付けられた部分ごとに「1区画の土地」とします。
- 所有する土地の一部を他人に貸し付けており、他の部分を貴法人が使用している場合には、それぞれの部分を「1区画の土地」として扱います。

「9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況」で、1か2に回答した場合、本所・本社・本店の敷地についても、必ず記入してください。

「10 所在地」

- 所有する「1区画の土地」が複数の市区町村や町丁目・大字にまたがっている場合には、町丁目・大字境界で分割し、それぞれを町丁目・大字ごとに記入してください。

「11 土地の所有形態」

- 該当する選択肢を一つ選んで、番号を記入してください。
- 分譲マンションや共同ビル等の建物の一部を区分所有しており、そのための敷地利用権として、土地の所有権を共有している場合は、「3」を記入してください。
- 建物の一部を他の法人や個人と共同で区分所有している場合は、「3」を記入してください。
- 共有の場合（1つの建物の敷地などが、複数の所有者がそれぞれ単独で所有する複数の土地からなる場合）も、「2 他の法人又は個人と共有している（3の場合を除く）」に当てはまります。ただし、その分有している土地の上にある建物の一部を区分所有している場合は、「3」を記入してください。

「12 土地の所有面積」

- 不動産登記簿上の面積と現況の面積が一致しない場合は、現況の面積を記入してください。
- 単位は、「㎡」を用いてください。
- 記入する数字は、小数点以下の数値は四捨五入し、整数で記入してください。

土地の所有面積の記入例は、22～25頁にあります。

「13 土地の取得時期」

- 該当する選択肢を一つ選んで、番号を記入してください。
- 何回かに分けて取得したような場合は、その区画の主要な部分を取得した時期を記入してください。主要な部分とは、その区画で面積が最も大きな部分をいいます。

10～15で、回答欄が足りない場合は、次のページの回答欄に記入してください。

記入欄が足りない場合は、追加分を請求の上、記入してください。

提出の際には、第1面右上部に合計冊数と何冊目を明記してください。

Ⅲ - (1) 貴法人が所有する「宅地など」（「農地・林地」、「他者への販売を目的として所有する土地」以外の土地）について

10 所在地	11 土地の所有形態	12 土地の所有面積	13 土地の取得時期	14 土地の貸付の有無	15 土地の利用状況
・利用の単位となっている1区画の土地ごとに、下の回答欄に記入してください。 ・共同ビルなどの建物の一部を所有（建物の区分所有）しており、そのための敷地利用権として、土地の所有権を共有している場合についても回答欄に記入してください。 ・ □ の箇所は説明欄です。説明欄には記入しないでください。	この土地の所有形態について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。 1 単独で所有している 2 他の法人又は個人と共有している（3の場合を除く） 3 建物（共同ビル、分譲マンション等）の一部を区分所有している場合で、そのための敷地利用権として、土地の所有権を共有している	土地の所有面積を回答欄に記入してください。 なお、「11 土地の所有形態」で2又は3と回答した場合は、貴法人の持分の面積を回答欄に記入してください。 土地の登記簿などに記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。 本調査で把握する土地面積は、整数値ですので、記入する際にご注意ください。 小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。 記入例： 登記簿の面積[18,237.65㎡] ↓ 18238㎡	土地の取得時期を回答欄に記入してください。 取得時期は、この土地の引渡し時としてください。 この土地を何回かに分けて取得した場合は、主要な部分を取得した時期を一つ選んで当てはまる番号を回答欄に記入してください。 1 昭和25年以前 2 昭和26～35年 3 昭和36～45年 4 昭和46～55年 5 昭和56～60年 6 昭和61～平成2年 7 平成3～7年 8 平成8～12年 9 平成13年 10 平成14年 11 平成15年 12 平成16年 13 平成17年	この土地を自ら使用しているのか、貸しているのかについて、当てはまる番号を回答欄に記入してください。 ・この土地の上に自ら所有する建物がある場合は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合でも、2を記入してください。 ・この土地を駐車場（含む貸駐車場）や貸別荘などとして使用している場合も、2を記入してください。 1 貴法人以外の者へ貸している 2 貸していない	この土地の利用用途を一つ選んで当てはまる番号を回答欄に記入してください。 この土地の利用用途が複数ある場合は、主なものを一つ選んで当てはまる番号を回答欄に記入してください。 建設中のものは、竣工後の利用予定を選んでください。 【建物】 1 事務所（自社用・貸用） 2 店舗（自社用・貸用） 3 工場・倉庫 4 住宅・従業員宿舍 5 その他の福利厚生施設 6 貸貸用住宅 7 ホテル・旅館 8 文教用施設 9 宗教用施設 10 ビル型駐車場 11 その他の建物（ ） 【建物以外】 12 駐車場 13 資材置場 14 グランドなどの福利厚生施設 15 ゴルフ場・スキー場 16 貯水池・水路 17 文教用地 18 宗教用地 19 その他（ ） 【特に利用していない】 20 空き地（未着工の建設予定地を含む）

10 所在地	11 土地の所有形態	12 土地の所有面積	13 土地の取得時期	14 土地の貸付の有無	15 土地の利用状況
東京都千代田区千代田2丁目1番1号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番2号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番3号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番4号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番5号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番6号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番7号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番8号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番9号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）
東京都千代田区千代田2丁目1番10号	1	270㎡	10	2	1 事務所（自社用・貸用）

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。

「14 土地の貸付の有無」

- 該当する選択肢を一つ選んで、番号を記入してください。
- 1 貴法人以外の者へ貸している・・・貴法人以外の者に貸している土地（基本外には借地権の設定されているような場合をいいます。また、借地権が設定されていなくても、実質的に貸していれば、貸している土地になります。）
- 2 貸していない・・・貴法人が自ら使用している土地
- 利用区分が「1 貴法人以外の者へ貸している」と「2 貸していない」の両方に該当する場合は、それぞれの用に供されている面積の大きさなどにより、主なもの一つを選んでください。
- 貴法人の福利厚生施設の用に供している場合や、貴法人が駐車場や貸別荘などとして経営している場合は、「2 貸していない」に当たります。
- 貴法人以外の者に委託して駐車場経営をしているような場合も、「2 貸していない」に当たります。
- 土地の上に貴法人が所有する建物がある場合は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合も、「2 貸していない」に当たります。

「15 土地の利用状況」

- 「11 その他の建物（又は19 その他）」に当てはまる場合は、それぞれ「（ ）」内に利用状況を、具体的に記入してください。
- 「文教用施設」とは、教育、学術研究機関、政治・経済・文化団体の用に供せられる建物をいいます。ただし、政治・経済・文化団体の用に供せられる建物で、一般的な机上事務所又はこれに類する事務を行う場所は、「事務所」に該当します。
- 建物取り壊し中のものは「19 その他」を選び、（ ）内に「取り壊し中」と記入します。建築後の用途が不明な場合は「11 その他の建物」を選び、（ ）内に「建築中」と記入します。造成後の用途が不明な場合は「19 その他」を選び、（ ）内に「造成中」と記入します。

利用状況分類表は30～33頁にあります。

第3面

「農地」とは、耕作の目的に供される田、樹園地、畑及び主として養蚕の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される採草放牧地などのうち、肥培管理を行って作物を栽培している土地をいいます。

肥培管理を行って作物を栽培しているか否かを、農地であるか否かの判断基準とします。例えば、肥培管理を行っていない採草放牧地は「農地」に含めず、「宅地など」とします。また、現在は耕作されていなくても、客観的に見て、耕作しよとすればいつでも耕作できるような土地(休耕地)も「農地」に含まれます。肥培管理を行っていても、家庭菜園は「農地」ではありません。家庭菜園の土地は、「Ⅲ－(1)貴法人が所有する「宅地など」について」に記入するものとします。

「林地」とは、木竹が集団して育成している土地及び用材、薪炭材、竹林、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地のことです。

従って、樹木が生えていても、果樹園や庭園は「林地」とはなりません。果樹園は「農地」、庭園は「Ⅲ－(1)貴法人が所有する「宅地など」について」に記入するものとします。山間部で鉱業を行っているような場合は、「林地」ではありません。このような場合は、「Ⅲ－(1)貴法人が所有する「宅地など」について」に記入するものとします。

「16 所在地」

●所有する「農地(田、樹園地、畑、牧場)・林地」(「他者への販売を目的として所有する土地」(棚卸資産)は除きます。)について、農地、林地が複数の市区町村にまたがっている場合には、市区町村境界で分割し、それぞれの市区町村ごとに記入してください。

「17 土地面積の合計」

●不動産登記簿上の面積と現況の面積が一致しない場合は、現況の面積を記入してください。

●単位は、「㎡」を用いてください。坪などの単位は、以下を参考に「㎡」単位に換算してください。

1a	=	100㎡	1ha	=	10,000㎡
1エーカー	=	4,047㎡	1坪	=	3.3㎡
1反	=	992㎡	1町歩	=	9,917㎡
1畝	=	99㎡	1歩	=	3.3㎡

●記入する数字は、小数点以下の数字は四捨五入し、整数で記入してください。

「18 所在地」

●所有する「他者への販売を目的として所有する土地」(棚卸資産)について、宅地・その他、農地、林地が複数の市区町村にまたがっている場合には、市区町村境界で分割し、それぞれの市区町村ごとに記入してください。

16～19で、回答欄が足りない場合は、追加分を請求の上、記入してください。

提出の際には、第1面右上部に合計冊数と何冊目を明記してください。

Ⅲ－(2)貴法人が所有する「農地(田、樹園地、畑、牧場)・林地」(「他者への販売を目的として所有する土地」(棚卸資産)は除きます。)について

- ・市区町村ごとにまとめて回答欄に記入してください。
- ・他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を回答欄に記入してください。

16 所在地		17 土地面積の合計(小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください)	
この欄には記入しないでください。		土地の登記簿などに記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。本調査で把握する土地面積は、整数値ですので、記入する際にご注意ください。 記入例:登記簿の面積「18,237.65㎡」→ 18 238 ㎡	
		農地	林地
1	茨城県 稲敷市 阿見町	120	325
2	埼玉県 比企郡 滑川町		310
3	千葉県 市 郡 区 町村		
4	千葉県 市 郡 区 町村		
5	千葉県 市 郡 区 町村		

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。

「他者への販売を目的として所有する土地」(棚卸資産)を所有していない法人はこれで終わりです。ありがとうございました。

Ⅲ－(3)貴法人が所有する「他者への販売を目的として所有する土地」(棚卸資産)について

- ・市区町村ごとにまとめて回答欄に記入してください。
- ・他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を回答欄に記入してください。

18 所在地		19 土地面積の合計(小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください)	
この欄には記入しないでください。		土地の登記簿などに記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。本調査で把握する土地面積は、整数値ですので、記入する際にご注意ください。 記入例:登記簿の面積「18,237.65㎡」→ 18 238 ㎡	
		宅地・その他	農地
1	東京都 調布市	350	153
2	宮城県 仙台市 青葉区		202
3	千葉県 市 郡 区 町村		455
4	千葉県 市 郡 区 町村		
5	千葉県 市 郡 区 町村		

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。

第3面

「19 土地面積の合計」

●不動産登記簿上の面積と現況の面積が一致しない場合は、現況の面積を記入してください。

●単位は、「㎡」を用いてください。坪などの単位は、以下を参考に「㎡」単位に換算してください。

1a	=	100㎡	1ha	=	10,000㎡
1エーカー	=	4,047㎡	1坪	=	3.3㎡
1反	=	992㎡	1町歩	=	9,917㎡
1畝	=	99㎡	1歩	=	3.3㎡

●記入する数字は、小数点以下の数字は四捨五入し、整数で記入してください。

法人土地基本調査 予備調査 調査票B (同封されている法人のみ)の記入例

第1面～第2面

- 調査票の記入に当たっては、調査票の各項目の説明と、この記入例をよく読んでください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はボールペンで記入してください。
- 誤って記入した場合には、誤った箇所を消しゴムで消すか、二重線で訂正し、正しい回答を記入してください。
- 回答の記入の負担を軽減するため、平成15年に行った「法人土地基本調査」及び「法人建物調査」の貴法人からの回答をあらかじめプリントしてある場合がありますが、誤り、変更があった場合には、訂正してください。

「法人の名称」

- 記入負担を少しでも軽くするため、あらかじめプリントされている場合がありますが、貴法人の名称及びそのフリガナを必ず記入してください。
- 名称（フリガナを含む）が異なっている場合は、訂正してください。
- 他の調査票の「法人の名称」と同一としてください。

「1 所在地」

- 土地の所在地を都道府県ごとにまとめて記入してください。
- 同一都道府県内にある土地でも、用途が異なる場合は、欄を変えて記入してください。

「2 土地の用途」

- 該当する土地の用途を選んで、番号を記入してください。
- 該当する用途が複数ある場合は、用途別に記入してください。
- 1から7を選択した場合は、「3 件数」の回答欄及び「4 土地面積の合計」の回答欄に、8から11を選択した場合は、「4 土地面積の合計」の回答欄のみに記入してください。

「3 件数」

- 都道府県内の施設用地の箇所ごとにまとめて記入してください。

1～4で回答欄が足りない場合は、次のページの回答欄に記入してください。
記入欄が足りない場合は、追加分を請求の上、記入してください。
提出の際には、第1面右上部に合計冊数と何冊目を明記してください。

※この欄には記入しないでください

No. 11111111

送達期限 平成18年3月31日まで

平成18年1月1日現在で記入してください。

国土交通省

平成18年 法人土地基本調査 予備調査 調査票B

法人の名称 (フリガナ) ニホンイチデンリョク
日本一電力 (株)

調査票Bについて 調査票Bは、電気業における「送配電施設用地、変電施設用地、発電所用地」、ガス業における「通信施設用地」、放送業における「放送施設用地(送信所、中継所のみ。本社施設・設備等用地、鉄道林用地)」及び「道路用地(未供用を含む)」について記入するためのものです。

記入上の注意

- 都道府県ごとに、土地の用途別にまとめて下の回答欄に記入してください。
- 信託されている土地については、その土地の信託受益権を有している法人の所有土地とします。
- の箇所は設問欄です。設問欄には記入しないでください。

1 所在地	2 土地の用途	3 件数	4 土地面積の合計
所有する土地の所在地について、その都道府県名を下の回答欄に記入してください。(同じ都道府県に所有する土地は、土地の用途別にまとめて記入してください。所在する都道府県が異なる土地は、分けて記入してください。)	都道府県ごとに、土地の用途を選んで、当てはまる番号を回答欄に記入してください。(所在する都道府県が同じでも、用途が異なる場合は、用途別に分けて記入してください。)	都道府県ごとにまとめて、土地の用途別に件数を回答欄に記入してください。 (「2 土地の用途」が1～7に当てはまる場合のみ記入してください。)	都道府県ごとにまとめて、土地の用途別に土地面積の合計を回答欄に記入してください。 土地の登記簿などに記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。 本調査で把握する土地面積は、整数値ですので、記入する際にご注意ください。 小数点以下を四捨五入して、㎡単位で記入してください。 記入例: 登記簿の面積「18,237.65㎡」 ↓ 18238㎡
1 静岡 都道府県	1 電気業における送配電施設用地	1 件	120000㎡
2 愛知 都道府県	2 変電施設用地	3 件	712000㎡
3 都道府県	3 発電所用地	5 件	756000㎡
4 都道府県	4 ガス業におけるガス供給施設用地	件	㎡
5 都道府県	5 国内電気通信業・国際電気通信業における通信施設用地	件	㎡
6 都道府県	6 放送業における放送施設用地(送信所、中継所のみ、本社施設・設備やスタジオ等は除く)	件	㎡
7 都道府県	7 鉄道業における停車場用地	件	㎡
8 都道府県	8 鉄道業における鉄軌道等用地	件	㎡
9 都道府県	9 鉄道林用地	件	㎡
10 都道府県	10 道路用地(供用済み用地)	件	㎡
11 都道府県	11 道路用地(未供用用地)	件	㎡

記入欄が足りない場合は、「調査票B追加分」に記入してください。

第2面

「4 土地面積の合計」

- 不動産登記簿上の面積と現況の面積が一致しない場合は、現況の面積を記入してください。
- 都道府県ごとの合計面積の計算に当たって、他の法人又は個人と共同で所有している場合又は建物の一部を区分所有している場合で、そのための敷地利用権として土地の所有権を共有している場合は、貴法人の持ち分に相当する面積を加えてください。
- 記入する数字は、小数点以下の数値は四捨五入し、整数で記入してください。

追加分を請求し、複数冊提出する場合には、「2(合計数)-1(冊目)」と明記してください。

対象外 (法人格なし)

調査票Bは、電気業、ガス業、国内電気通信業・国際電気通信業、放送業、鉄道業を営む法人及び道路用地を多く所有すると推測される法人にのみ封入してあります。これらの法人に該当しないにもかかわらず、調査票Bが送付された場合には、「対象外」と明記してください。

法人建物調査 予備調査 調査票の記入例

第1面

「建物」とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途に供され、不動産として登記されているものをいいます。

停車場設備、鉄塔・鉄柱、スタンド（競技場等）、やぐら、サイロ、飼育場、焼却炉、ドック（以上構造物）は含みません。

●調査票の記入に当たっては、調査票の各項目の説明とこの記入例をよく読んでください。

●記入に当たっては、黒の鉛筆又はボールペンで記入してください。

●誤って記入した場合には、誤った箇所を消しゴムで消すか、二重線で訂正し、正しい回答を記入してください。

●回答の記入の負担を軽減するため、平成15年に行った「法人土地基本調査」及び「法人建物調査」の貴法人からの回答をあらかじめプリントしてある場合がありますが、誤り、変更があった場合には、訂正してください。

「連絡先」

●後日、調査票の記入内容などについて、貴法人に問い合わせる必要が生じたときに利用するためのものです。

- 農地・林地及び他者への販売を目的として所有する土地（棚卸資産）上の建物並びに、社宅、従業員宿舎、賃貸住宅は、記入の対象となりません。
- 業務用建物、複合用途の建物のうち、住居を主な用途としている建物については、記入の対象とはなりません。
- 電気業における「送配電施設用地、変電施設用地、発電所用地」、ガス業における「ガス供給施設用地」、国内電気通信業・国際電気通信業における「通信施設用地」、放送業における「放送施設用地（送信所、中継所のみ。本社施設・設備やスタジオ等は除く）」、鉄道業における「停車場用地、鉄軌道用地、鉄道林用地」、「道路用地（未供用を含む）」にある建物については、記入の対象とはなりません。

調査票番号 No.000000 承認期限 平成19年3月31日まで		平成18年1月1日現在で記入してください。		この欄には記入しないでください。	
国土交通省 平成18年 法人建物調査 予備調査 調査票					
住所（代表） 経理部経理課	記入者氏名 国土 太郎	電話（代表） 03-0987-6543	内線 12345/12346	直通 -	FAX 03-0987-6542
I 貴法人について					
1 法人の名称 名称が異なっている場合は訂正してください。		（フリガナ）ニホンイデデンリョク 日本一電力（株） 1234567-12345678901-80-131-1234567			
2 所有する建物の有無 平成18年1月1日現在で、建物を所有しているかどうかを記入してください。（貴法人名義の建物のみが対象で、信託権や関連会社名義の建物は含みません。信託されている建物については、その建物の信託受益権を有している法人の所有建物とします。）		II 所有している建物について ・社宅・従業員宿舎、賃貸用住宅 ・法人土地基本調査予備調査の「II-2」農地・林地に該当する土地にある建物 ・法人土地基本調査予備調査の「II-3」他者への販売を目的として所有する土地（棚卸資産）に該当する土地にある建物 ・電気業における「送配電施設用地、変電施設用地、発電所用地」 ・ガス業における「ガス供給施設用地」 ・国内電気通信業・国際電気通信業における「通信施設用地」 ・放送業における「放送施設用地（送信所、中継所のみ。本社施設・設備やスタジオ等は除く）」 ・鉄道業における「停車場用地、鉄軌道用地、鉄道林用地」 ・「道路用地（未供用を含む）」にある建物			
該当するものにチェック 1 建物を所有していない ☐ 2 建物を所有している ☒		II-1 工場敷地以外にある建物（延べ床面積200㎡未満）について 3 延べ床面積200㎡未満の建物の棟数 工場敷地以外にある建物で、延べ床面積200㎡未満のもの（「II-3」工場敷地にある建物を除きます。）については、建物の棟数のみを、下の回答欄に記入してください。			
建物所有していない方は、調査これで終わりです		※この欄にまとめて記入した延べ床面積200㎡未満の建物については、「II-2」工場敷地以外にある建物（延べ床面積200㎡以上）に重複して記入しないでください。			
		複数種類所有の場合は、所有するすべての建物の種類の設問に記入してください。建物の種類によって記入するページが異なりますので、記入する設問（右下参照）を確認してください。			
		工場敷地（主に工場敷地として利用している土地）以外にある建物			
		延べ床面積200㎡未満の建物 II-1にまとめて記入してください。			
		延べ床面積200㎡以上の建物			
		工場敷地（主に工場敷地として利用している土地）にある建物			

第1面

「1 法人の名称」

- 記入負担を少しでも軽くするため、あらかじめプリントされている場合がありますが、貴法人の名称及びそのフリガナを必ず記入してください。
- 名称（フリガナを含む）が異なっている場合は、訂正してください。
- 他の調査票の「法人の名称」と同一としてください。

「2 所有する建物の有無」

- 該当する番号を一つ選んで、回答欄にチェックしてください。

「3 延べ床面積200㎡未満の建物の棟数」

- 工場敷地以外にある建物で、延べ床面積200㎡未満のもの（「II-3」工場敷地にある建物）を除きます。）について、建物の棟数を記入してください。

追加点を請求し、複数冊提出する場合には、「2（合計数）-1（冊目）」と明記してください。

本調査の対象とならない場合には、「対象外」と明記し、併せてその事由を記載してください。（事由：法人格なし、清算完了、合併、重複）
また、追加請求等の調査票が余った場合や、汚れた場合には、「不用（残部等）」と明記してください。

2-1

対象外（法人格なし）

II-1

II-2

II-3